

インボイス制度

－オンライン説明会－

～ 基礎編 ～

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

(令和6年4月)

本日の説明項目…

- 1 インボイス制度の概要
- 2 インボイスの記載事項
- 3 売手の留意点（インボイス発行事業者の義務等）
- 4 買手の留意点（仕入税額控除の要件）
- 5 税額計算の方法等

1 インボイス制度の概要

消費税の納税額計算

$$\text{売上げの消費税額} - \text{仕入れの消費税額} = \text{消費税額}$$



(仕入税額控除)

インボイス制度とは

- > 令和5年10月1日に開始された、複数税率の下で適正な課税を確保するための仕入税額控除の方式です。

仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及びインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【インボイス制度】
帳簿 	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等 	区分記載請求書等の保存	インボイス 等の保存

ここが変わります

- > インボイスを交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「インボイス発行事業者」に限られます。

2 インボイスの記載事項

【区分記載請求書等保存方式】

～令和5年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

(ポイント)

- ・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- ・ 免税事業者でも発行可能
- ・ 区分記載請求書の“交付義務”はありません

【インボイス制度】

令和5年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234…)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、**簡易インボイス**を交付することが可能（詳しくは参考資料4参照）。

(ポイント)

- ・ 交付するインボイスは、これまでの**請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ**（受領者による“追記”は不可）
- ・ **免税事業者は発行不可**（発行するには課税事業者となり税務署長の登録を受ける必要）
- ・ 登録した事業者は、買手の求めに応じて**インボイスの交付義務・写しの保存義務が発生**します

- ・ 名称は問わない
- ・ 複数書類を合わせて記載事項を満たすことが可能

2 インボイスの記載事項

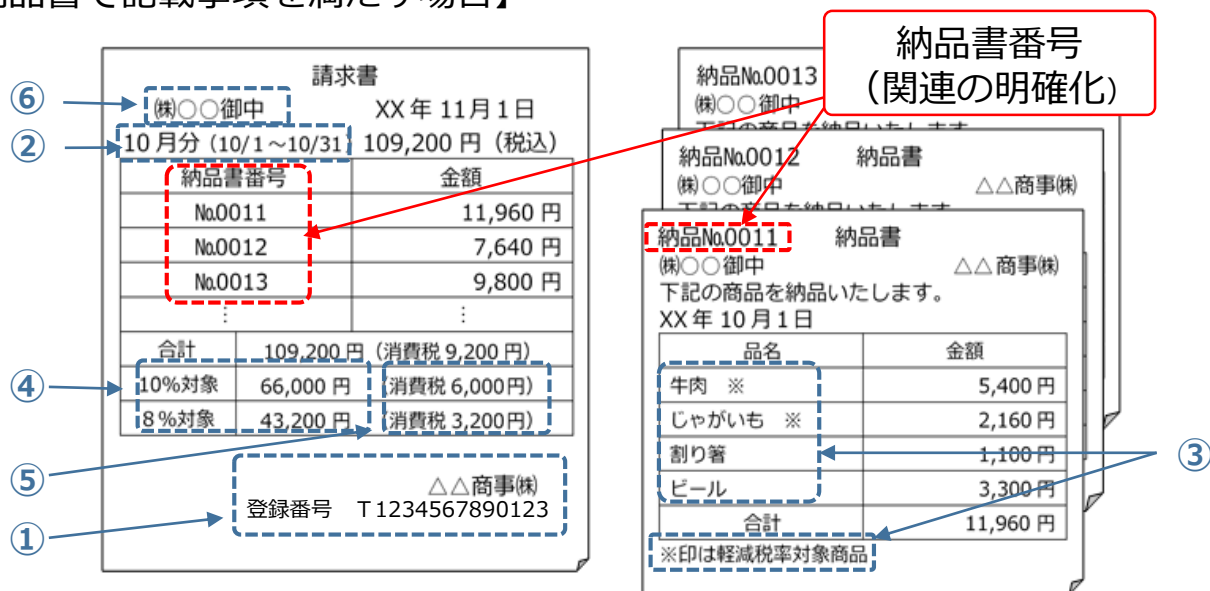
記載に当たっての留意点

Point

複数の書類による対応

- インボイスとは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】



記載事項

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

3 売手の留意点（インボイス発行事業者の義務）

> インボイス発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

○ インボイスの交付

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、インボイス（又は簡易インボイス）を交付する

○ 返還インボイスの交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、返還インボイスを交付する

（注）売上げに係る対価の返還等の金額が**1万円未満の場合**を除く。【R5 税制改正】

○ 修正したインボイスの交付

交付したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）に誤りがあった場合に、修正したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）を交付する

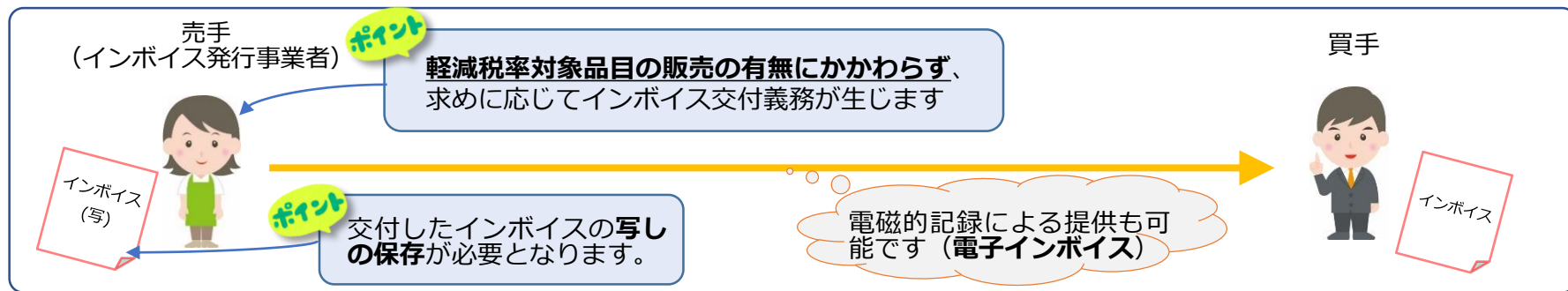
○ 写しの保存

交付したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）の写しを保存する

申告納税
も必要！！

※ インボイス発行事業者が、偽りの記載をしたインボイスを交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

※ 業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方がインボイス発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを委託者に代わって交付することも可能。



4 買手の留意点（インボイス制度における特例）

- インボイス制度においては、原則として帳簿とインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、インボイス発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、インボイスの交付義務が生じる。
- ただし、事業の性質上、インボイスを交付することが困難な一定のものは、インボイスの交付義務が免除される。
- また、インボイスの交付を受けることが困難な一定の場合は、（売り手のインボイス交付義務の有無にかかわらず）買い手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能となる。

<売り手の特例>

<適格請求書の交付義務免除>

- 卸売市場に委託して行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

下3つは、売り手のインボイス交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

<買い手の特例>

<卸売市場、農協等が発行した書類の保存>

- 卸売市場、農協等から行う一定の農林水産物の仕入

<帳簿のみ保存>

- 1万円未満の課税仕入れ【R5税制改正】
※ 基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間の課税売上高5,000万円以下である事業者に限る。（令和11年9月30日までの取引）
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- インボイス発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

4 買手の留意点（インボイス制度における帳簿の記帳）

帳簿の記帳

- > インボイス制度後における帳簿については、基本的に区分記載請求書等保存方式から**変更はない**

【記載事項】

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率対象の場合、その旨)
- ④ 対価の額

【税込経理】

総勘定元帳(仕入れ)			(株)〇〇	
月日		摘要	借方	貸方
11	2	(株)△△ 雑貨	22,000	
11	2	(株)△△ 食料品 ※	21,600	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象

【税抜経理】

総勘定元帳(仕入れ)			(株)〇〇	
月日		摘要	借方	貸方
11	2	(株)△△ 雑貨	20,000	
		(仮払消費税等)	(2,000)	
11	2	(株)△△ 食料品 ※	20,000	
		(仮払消費税等)	(1,600)	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象

4 買手の留意点（特殊な場合の帳簿の記載）①

インボイス保存不要特例の対象取引

- > インボイスの保存が不要とされる特例の対象となる仕入れについては、帳簿に「課税仕入れの相手方の住所又は所在地^(注)」「特例の対象となる旨」の記載が必要となる

【税抜経理】

総勘定元帳（旅費交通費）			(株)○○	
XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
11	2	△△タクシー (仮払消費税等)	1,700 (170)	
11	2	J R 東日本 運賃 ◆ (仮払消費税等)	600 (60)	
∴	∴	∴	∴	

◆はインボイス不要特例（公共交通機関特例）対象

【記載事項】

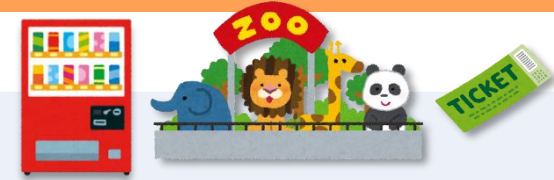
- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率対象の場合、その旨)
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地^(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

⇒ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者に当たるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要となる

4 買手の留意点（特殊な場合の帳簿の記載）②

インボイス保存不要特例の対象取引（自販機特例・回収特例）



○ 帳簿への住所等記載不要【R6年度改正】

一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる**自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（3万円未満の少額なものに限る。）**については、**帳簿への住所等の記載が不要**とされた。

なお、**令和5年10月1日以後**に行われる上記の仕入れについて、運用上、**記載がなくとも改めて求めないこととされた。**

- 会議の際に提供する飲料（1本150円）を自動販売機で20本（3,000円）購入した場合

総勘定元帳（会議費）				※は軽減税率対象品目
XX年		摘要	借方	
月	日			
2	8	〇〇市 自販機 飲料※	3,000	
⋮	⋮	⋮	⋮	

- 従業員の福利厚生目的で〇〇施設の入場券（1枚2,000円）を4枚（8,000円）購入した場合

総勘定元帳（福利厚生費）			
XX年		摘要	借方
月	日		
2	8	〇〇市 〇〇施設入場券	8,000
⋮	⋮	⋮	⋮

結果として、

2	8	自販機 飲料※	3,000
2	8	〇〇施設入場券	8,000

このような記載になるが、ここでいう「自販機」「〇〇施設入場券」という記載は「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」及び「特例の対象となる旨」の双方を表すものとなる。

ポイント

令和5年10月1日以降の取引から、住所等の記載は不要となる。

4 買手の留意点

> 一定規模以下の事業者が行う課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引も帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められています（経過措置）。

- **基準期間**※1の課税売上高が**1億円以下**又は**特定期間**※2の課税売上高が5,000万円以下の事業者が、**令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間**に行う課税仕入れについて、その金額が**税込1万円未満**であるものについては、一定の事項を記載した**帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能**です。

※1 原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度

※2 原則として、個人事業者は前年の1月1日から6月30日までの期間、法人は前事業年度開始の日以後6月の期間

- 令和11年10月1日以後については、課税期間の途中であっても、この特例の適用はありません。
- 1万円未満の判定単位は、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）が1万円未満かどうかにより判定します。

※ 当該経過措置の適用に当たっては、帳簿に「経過措置（少額特例）の適用がある旨」を記載する必要はありません。

Point

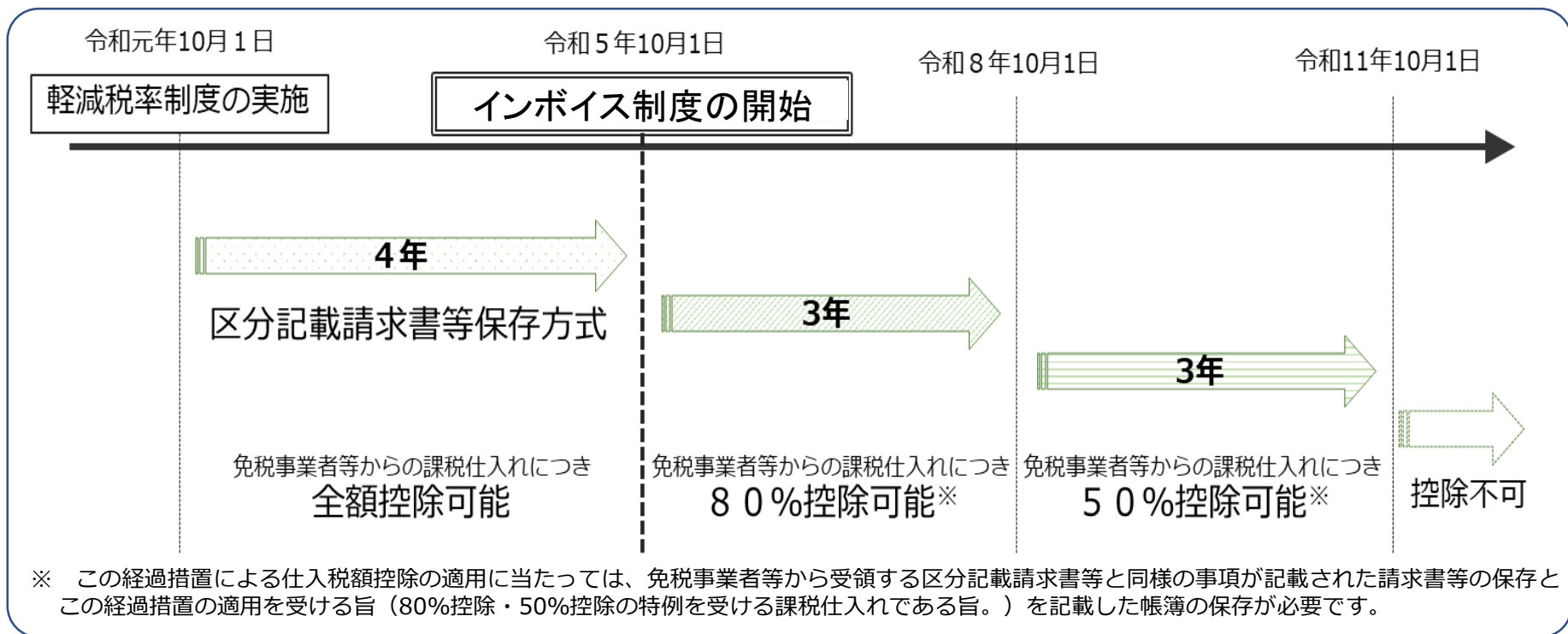
区分記載請求書等保存方式との相違点

- 区分記載請求書等保存方式では、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、インボイス制度の開始後は、**この規定は廃止**されています。

4 買手の留意点(免税事業者との取引)

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- インボイス制度の開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

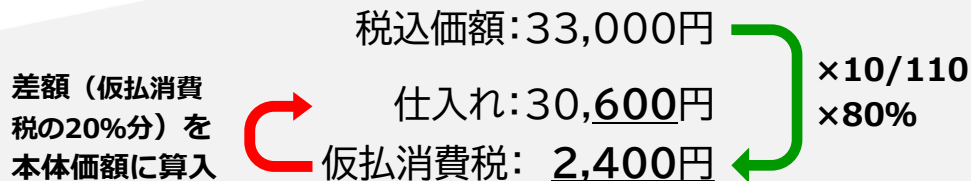


○ 仮払消費税等の額の経理方法

インボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（経過措置対象仕入れ）

- インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて、経過措置（80%・50%控除）の対象となることを踏まえ、**税抜経理を行う事業者**においては、インボイス制度導入前の仮払消費税等の額の**80%・50%相当額を仮払消費税等の額**とし、**残額を仕入れ等の価額**として所得税や法人税の所得金額の計算を行うのが原則（簡易課税制度や2割特例の適用がある事業者も同様）。

総勘定元帳（仕入れ）				（株）○○
月	日	摘要	経過措置の対象である旨※1	借方
11	3	（株）◇◇ 雑貨	80%対象	30,600
			（仮払消費税等）	(2,400)



※1 簡易課税制度や2割特例の適用がある事業者については、消費税の計算上、経過措置の適用はないため、「経過措置の対象である旨」の記載は不要

- 令和6年度税制改正の大綱を受け、法令解釈通達が改正され、以下の方法も認められることとなった（令和5年10月1日以降の取引について適用が可能）。

全事業者

仮払消費税等を計上しない方法

総勘定元帳（仕入れ）				（株）○○
月	日	摘要	経過措置の対象である旨※2	借方
11	3	（株）◇◇ 雑貨	80%対象	33,000
			（仮払消費税等）	(0)

※2 仮払消費税等の計上はないものの、消費税の計算上、経過措置を適用するのであれば、「経過措置の対象である旨」の記載は**必要**（簡易課税制度や2割特例の適用がある事業者は不要）

簡易課税・2割特例適用者のみ

インボイス制度導入前と同様の額の仮払消費税等を計上する方法

継続適用が要件

⇒ 結果、受領した請求書等が適格請求書か否かの確認は不要となる。

総勘定元帳（仕入れ）				（株）○○
月	日	摘要		借方
11	3	（株）◇◇ 雑貨	80%対象	30,000
			（仮払消費税等）	(3,000)

経過措置の対象である旨は**不要**

5 税額計算の方法等

税額計算の方法

- 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ① インボイスに記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」※
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

《 売上税額 》

《 仕入税額 》

【積上げ計算】

インボイスに記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（インボイス発行事業者のみ可）。

仕入税額は「積上げ計算」のみ適用可

【積上げ計算】※

インボイスに記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額はいずれか選択可

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

○ 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）

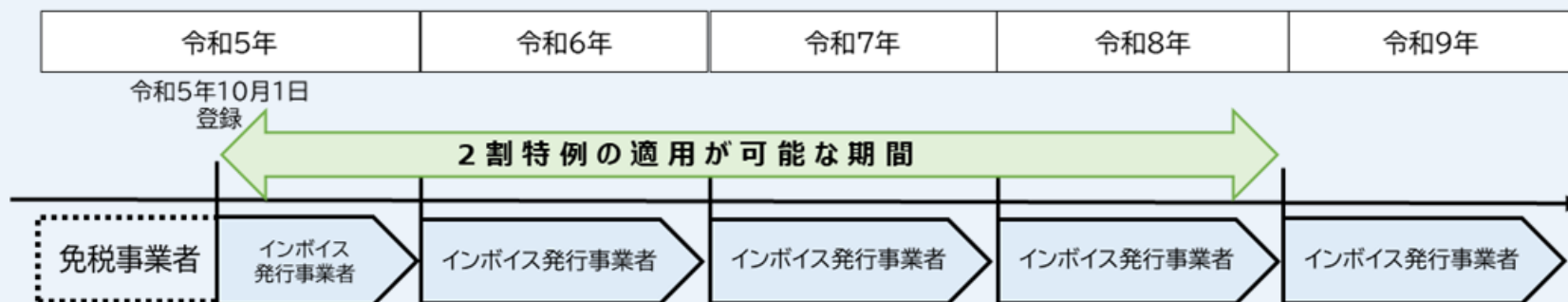
経過措置
3年間

2割特例の概要

- インボイス制度を機に、免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減**する特例。
- 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間において適用することができるため、例えば、制度開始からインボイス発行事業者となった個人事業者については最大4回分の申告で適用することが可能。
- 業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、**消費税の計算にあたって経費を集計する必要もなく、また、交付を受けたインボイスの保存も不要**。

※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

▶ **2割特例**の適用期間イメージ（個人事業者又は12月決算法人の例）



○ 2割特例の留意点

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた事業者の方が対象。



注意

次のような場合は、**2割特例を適用することができません**

- インボイス発行事業者でない課税事業者
- 次に掲げる場合などのようにインボイス制度と関係なく課税事業者となる者
 - ・ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - ・ 資本金1,000万円以上の新設法人
 - ・ 調整対象固定資産又は高額特定資産の取得により免税事業者とならない事業者
- 上記に加え、課税期間の特例の適用を受ける場合も、本特例は適用できません。

【2割特例を適用できる・できない課税期間】

【例】免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受けた場合における同日以後の適用関係
(基準期間の課税売上高のみを考慮している)

年分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,000万円
適用の可否	—	—	適用可	適用不可	適用可	適用不可

※ 基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間等については、2割特例の適用を受けることができない。

○ 2割特例の適用に当たっての手続と申告①

ポイント

- 適用に当たっての手続は、**確定申告書に付記**する（チェックを付ける）のみで、**事前の届出が不要**。
- したがって、**申告時に**、**【本則課税 or 2割特例】** 又は **【簡易課税 or 2割特例】** の選択が可能。

- 事前の**届出は不要**。
 - ※ **確定申告書に付記**するだけ。
- **2年間の継続適用の縛りは無い**。
- 申告時に、簡易課税 or 本則課税とも**選択適用が可能**。

申告書における付記のイメージ

【消費税申告書】

税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)

↑ この欄に「○」をつけるだけ

○ 2割特例の適用に当たっての手続と申告②

▶ 2割特例を適用する場合の計算方法

2割特例を適用する場合、
2割特例専用の「付表6」を使用します。

ポイント 1

インボイスは
保存不要

売上げの消費税額

マイナス

仕入れや経費の消費税額

= 納付する税額

売上税額の
2割

売上げの消費税額 × 80%

ポイント 2

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

第4-(13)号様式

付表6 税率別消費税額計算表

特別

〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

課税期間	氏名又は名称
------	--------

※ 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。

区 分	税率 6.24% 適用分	税率 7.8% 適用分	合 計
	A	B	(A+B)

step1 課税売上高の計算

課税売上高(税込)	$\times \frac{100}{108}$	$\times \frac{100}{110}$	
課税資産の譲渡等の対価の額 ①			

step2 課税標準額を計算

課税標準額 ②	000	000	000
---------	-----	-----	-----

step3 消費額を計算

課税標準額に 対する消費税額 ③	$\times 6.24\%$	$\times 7.8\%$	
---------------------	-----------------	----------------	--

step4 返還等対価に係る税額を計算

〔課税売上げに係る返品、値引き等の金額を売上金額から直接減額している場合には、この計算は不要です〕

売上対価の返還等 に係る消費税額 ④	$\times \frac{6.24}{108}$	$\times \frac{7.8}{110}$	
-----------------------	---------------------------	--------------------------	--

step5 控除対象仕入税額の基礎となる消費税額の計算

控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (③ - ④)			
--------------------------------------	--	--	--

step6 特別控除税額の計算

特別控除税額 (⑤ × 80%) ⑥	$\times 80\%$		
-----------------------	---------------	--	--

step 5で計算した消費税額に
80%を掛けて、計算します

○ 個人事業者の方の消費税の申告は「作成コーナー」が便利です！



「**確定申告書等作成コーナー**」では画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書が作成できます。また、自動で計算されるため、計算誤りがありません。

今まで免税事業者であった方は、**インボイス発行事業者となった日（登録日）から12月31日までの取引に係る売上収入(金額)**を入力します。

① 必要な事項を入力



事業所得（営業等）の売上（収入）金額等の入力

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

売上（収入）金額・免税取引・非課税取引等の金額の入力

課税事業者となった日以降の取引分 について入力してください。

売上（収入）金額（雑収入を含む） 必須	<input type="text" value="2,099,120"/>	円
うち免税取引	<input type="text"/>	円
うち非課税取引	<input type="text"/>	円
うち非課税資産の輸出等	<input type="text"/>	円
うち非課税取引	<input type="text"/>	円
うち課税取引	<input type="text" value="2,099,120"/>	円

② 納付税額を自動で計算

計算結果の確認

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

納付 する金額は、 **36,900円** です。

○ 消費税の納税について

納期限（法定納期限）

	確定申告分の納期限（法定納期限）
個人事業者	3月31日（土日の場合は、翌月曜日）
法人事業者	課税期間終了日の翌日から2月以内



▶ 中間申告分については、国税庁ホームページをご覧ください。



納付手続

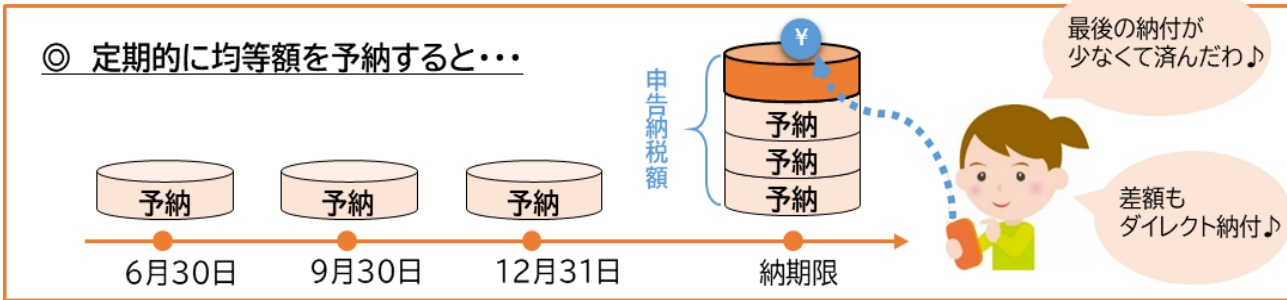
国税の納付については、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）や振替納税など様々な納付手続があります。
※ 申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。

▶ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



計画的な納税資金の積立て（予納ダイレクトのご紹介）

「予納ダイレクト」は、①将来に納付が見込まれる国税を、②e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、③指定した期日に**予**（あらかじめ）め**納**付できる手続です。



- ✓ 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- ✓ 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避

▶ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



納税が困難な方には「猶予制度」があります

納期限までに納税できない事情がある場合は、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

▶ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



登録通知が未達の場合の対応

Q 今年、新規開業し、期首から登録を受けるべく登録申請をしたものの、まだ通知が届きません。どのようにインボイスを交付すればいいのでしょうか？

✓ 例えば、次のような対応が考えられます。

事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付する**



まだ番号がわからないので、インボイスは後日交付します

通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付しなおす**



番号を入れたインボイスは改めて交付します

通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせする**

請求番号●●の請求書につき、登録番号は「T1234…」になります



☞ 事後的な交付が困難な小売店等は、次のような対応が可能です。

事前に**インボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせする



インボイス発行事業者の登録申請中です。まだ通知が届いていないため、**インボイスの交付が遅れます。**したがって…

事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう



登録番号は「T1234…」となります。●月●日(登録通知日)までのレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、**当ページを印刷する**などの方法により、レシートと併せて保存してください。

買手側からの電話等に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう



T1234…です

登録番号を教えてください



インボイスの適正性の確認

Q 売手から受領したインボイスについて、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのでしょうか？

✓ **インボイスの適正性**(番号が有効かどうか)については、**事業者においてご確認**いただく必要があります。

☞ ただし、必ずしも取引の都度確認する必要はなく、**取引先の規模・関係性・取引の継続性**などを踏まえ、判断※することになります。



最初の1回

【継続的取引先(大手)】



年1回

【継続的取引先(小規模)】



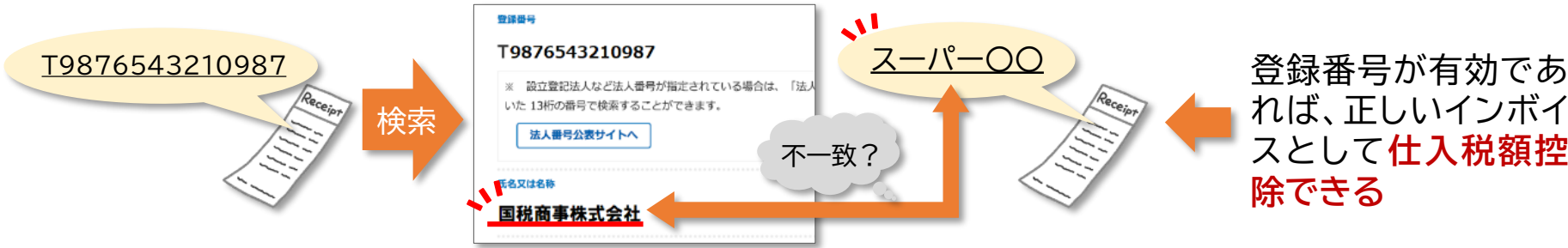
取引時に確認

【新規・単発の取引先】

※ 登録は、**自ら届出等しない限り有効**であり、**取消しも課税期間(原則1年)単位**でしかできないため、これらも踏まえてご検討ください

Q インボイス公表サイトでの検索結果と、インボイスに記載された名称(屋号)が異なる場合はどうすればいいですか？

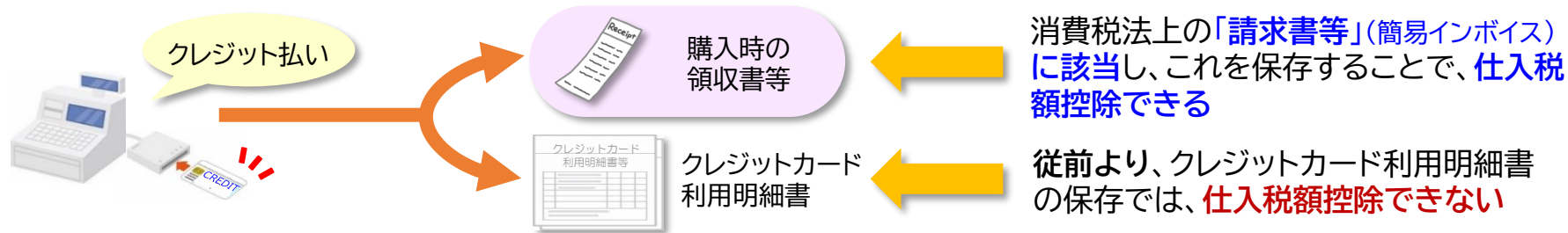
✓ 公表サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている番号が、「登録番号」として取引時点において有効なものかを確認するために利用いただくものであり、その**有効性が確認できれば、一義的には正しいインボイスとして取り扱って差し支えありません。**



クレジットカード利用の場合

Q クレジットカードでの仕入れは、クレジットカード利用明細書の保存でよいですか？

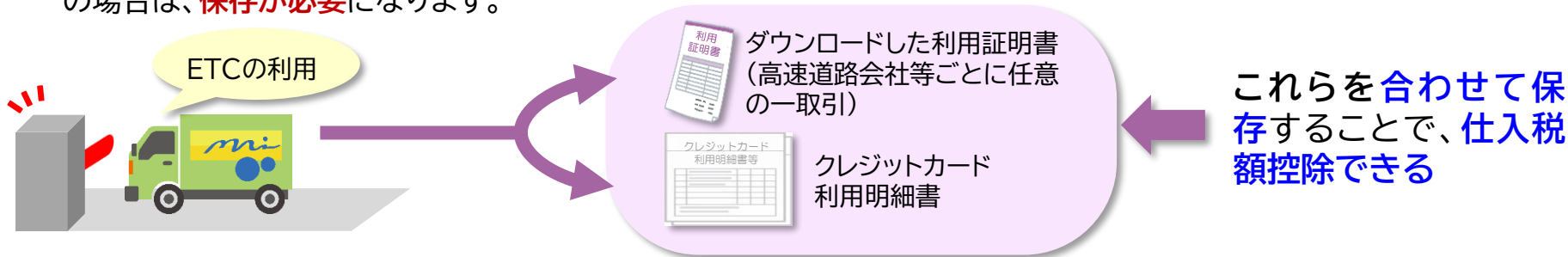
- ✓ **クレジットカード利用明細書**は、一般的にインボイス記載事項を満たす書類には該当しないため、**その保存のみで仕入税額控除はできません。**



- ☞ ただし、例えば、**少額特例の対象となる取引**や、公共交通機関特例、出張旅費等特例など、**インボイス保存不要で仕入税額控除が可能となる特例の対象となる取引**については、**クレジットカード利用明細書に基づいて仕入税額控除に係る処理を行ったとしても問題ありません。**



- ☞ また、**ETCの利用に係るクレジットカード利用明細書**は、ETC利用照会サービスからダウンロードした利用証明書(高速道路会社等ごとに任意の一取引)と合わせることで、簡易インボイスの記載事項を満たすものとなるので、その場合は、**保存が必要**になります。



○ インボイス制度後の税務調査の運用について

令和5年8月25日 適格請求書
等保存方式の円滑な導入等に係
る関係府省庁会議資料より作成

- これまでも、保存書類の軽微な記載不備を目的とした調査は実施していない。
 - ・ 従来から、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者を対象に重点的に実施。
- 仮に、調査等の過程で、インボイスの記載事項の不足等の軽微なミスを把握しても、
 - ・ インボイスに必要な記載事項を他の書類等※で確認する、
※ 相互に関連が明確な複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能。
 - ・ 修正インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を改める、といった対応を行う。
- まずは制度の定着を図ることが重要であり、柔軟に対応していく。

○ 事業者の方に対する支援措置など

各種補助金のお知らせ

インボイス制度への対応に取り組む事業者の方へ
各種支援策があります。
詳しくは、リーフレット等をご確認ください。

インボイス制度への対応に
取り組む事業者の方へ各種
支援策のご案内



インボイス制度対応の相談窓口
取り組み皆様へ
各種支援策のご案内

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトをご覧ください。
制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。

インボイス制度への対応に関する相談窓口

- 税理士へのオンラインでの相談体制を整えています。 [お問い合わせ](#)
- インボイス制度対応の研修・相談等も実施できます。 [お問い合わせ](#)
- 商工会・商工会議所及びようす支援拠点等による相談・対応、専門家派遣・講習会の開催等を実施しています。 [お問い合わせ](#)

選択事業者を維持する皆様	免税事業者を維持する皆様
デジタル化によるインボイス対応にかかる事務負担の軽減	免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に際する公表義務の軽減
IT導入補助金に加え、会計・受発注・決済ソフト、PC・タブレット・券売機等のハードウェア購入費用も支援します。	免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に際する公表義務の軽減
また、取引関係に当たる発注者の中小企業等が複数で利用する場合には、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。	取引先の対応は下請止及び建設業法第10条（建設業）の適用規制による制限（以下Q&A第4問等）または下請けのみに対応ください。

詳細は真向へ [お問い合わせ](#)

本冊は「本冊は法律・条例・省令等に基づいて作成されています。最新の情報についてはホームページでご確認ください。」

経済産業省 中小企業庁

<税理士へのオンラインでの相談>

インボイス対応に伴う税負担や登録の懸念に関して、どのように検討すればよいかについて、税理士にオンラインで相談することができます。

※必ず事前相談の電話にて相談内容をお知らせし、ご案内のうえには、他機関にて案内する場合があります。

お問い合わせ先：
中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口
一般電話 04-6-830-1368
ナビダイヤル 0570-028-045
受付時間 9時～17時（土日祝は除く）
<https://chusho-invoice.go.jp/>

税理士ホームページ [お問い合わせ](#)

<IT導入補助金> デジタル化による事務負担軽減

インボイス対応類型では、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・券売機等のハードウェア購入費用も支援します。また、電子取引類型では、取引関係に当たる発注者の中小企業等が複数で利用する場合には、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

補助金名	電子取引類型	インボイス対応類型
補助事業区分	大企業等	中小企業・小規模事業者等
補助率	1/2 2/3	4/5, 3/4 (※1) 2/3 (※2) 1/2
補助額	～350万円	50万円以下 50万円～350万円 ～10万円 ～20万円
補助対象経費	インボイス対応に3/4以上受発注ソフト	インボイス対応に3/4以上受発注ソフト、PC・タブレット・券売機

※1 小規模事業者については補助率は3/4。
※2 小規模事業者の複数で利用する場合は、補助額の50万円以下については3/4（小規模事業者は4/5）、50万円超については2/3。

お問い合わせ先：
サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター
0570-666-376
<https://it-shien.ssmj.go.jp/>

その中で、インボイス制度への対応に関連する補助金として、
IT導入補助金があります。

これは、会計ソフトや受発注システム等の導入に対する補助金です。

「IT導入補助金」でIT
導入・DXによる生産性
向上を支援



対象 中小企業・小規模事業者等

補助額 ITツール ～50万円（小規模事業者補助率 4/5、中小企業については 3/4）、
50～350万円（補助率 2/3）

PC・タブレット等 ～10万円（補助率 1/2）

レジ・券売機等 ～20万円（補助率 1/2）

補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年分）、ハードウェア購入費等

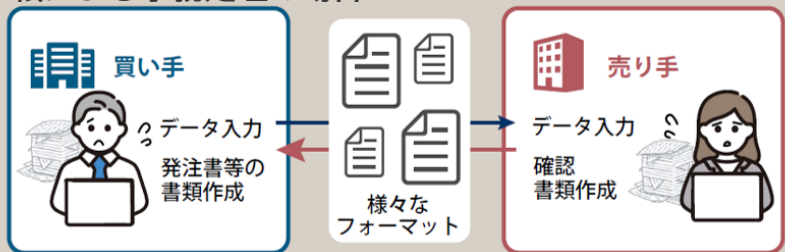


○ 事業者の方に対する支援措置など

業務や税務手続のデジタル化のメリット

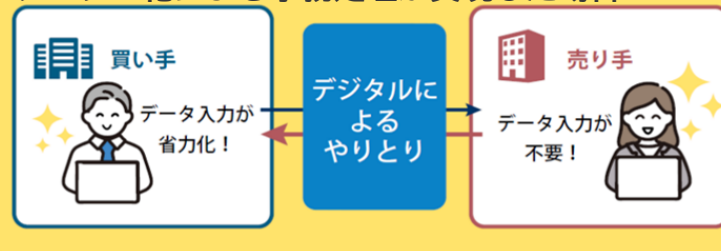
> 事業者が日頃行う事務処理をデジタル化することにより、正確性の向上や書類保存コストの低減等といったメリットがあると考えています。

紙による事務処理の場合



- ・取引先毎にフォーマットが異なり、業務が煩雑
- ・転記ミス、入力ミス、書類の紛失等トラブルが発生

デジタル化による事務処理が実現した場合

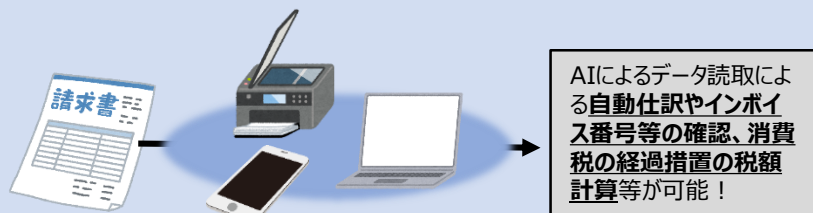


- ・手作業が減って、煩雑な業務から解放!
- ・ミスが減って業務がスピードアップ!
- ・本来やるべき業務に集中して売上アップ!
- ・書類の保存コストが減少!

デジタル化のためには・・・

スキャナ保存やスマホ保存によるAI-OCR機能やデジタルインボイスに対応した製品の利活用が効果的です!

AI-OCR (紙のデータ化)



デジタルインボイス (デジタル to デジタル)

自動の仕訳入力等に加えて、売手の請求から買手の支払処理、最終的な入金消込まで一気通貫で自動化!



インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関するお問い合わせ先

- 税務相談チャットボット（インボイス制度）
ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。
上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

- インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）
専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く。）
インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いいたします。

- インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください（インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。）。

インボイス制度特設サイトへ



※ インボイスQ&A…「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和6年4月改訂）](#)」

※ 消費税の一般的な事柄及び手続については、「[消費税のあらまし](#)」等をご覧ください。

参考資料

- 参-1 仕入明細書による対応
- 参-2 消費税額等の端数処理
- 参-3 インボイス等の電磁的記録による提供
- 参-4 簡易インボイスの記載事項
- 参-5 媒介者交付特例
- 参-6 インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート
- 参-7 「2割特例」適用可否フローチャート

(参考1) 仕入明細書による対応

記載に当たっての留意点

Point

仕入明細書等による対応

- インボイス制度においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの
相手方の登録番号

仕入明細書
«4月分» ○年○月○日

●● (株) 御中
登録番号：T123456...

(株) △△
○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
∴	∴	∴	∴	∴
合計		仕入金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

(参考2) 消費税額等の端数処理

記載に当たっての留意点

Point

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- インボイス制度においては、インボイスに記載すべき「消費税額等」の計算方法が定められており、取引に係る税抜価額又は税込価額を**税率ごとに区分して合計した金額**に対して、10%又は8%（税込みの場合は10/110又は8/108）を乗じて得た金額に対して端数処理を行い「消費税額等」を算出します。
- したがって、インボイスの記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一のインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行います【例①】。
 ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
 ※ 例えば、一のインボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
(株)△△ (T123…)

請求金額(税込) 60,197円

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

【例②：認められない例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
(株)△△ (T123…)

請求金額(税込) 60,195円

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	行ごとに端数処理 → 1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	→ 1,055
11/15	花	57	77	4,389	→ 438
11/15	肥料	57	417	23,769	→ 2,376
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,163
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,814

合算

《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 → 8%対象：27,060円（税抜き）
 10%対象：28,158円（税抜き）
- ・ それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）
 → 8%対象： $27,060 \times 8 / 100 = 2,164.8 \rightarrow 2,164$ 円
 10%対象： $28,158 \times 10 / 100 = 2,815.8 \rightarrow 2,815$ 円
 ⇒ インボイスの記載事項として**認められる**。

《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
- ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
 ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、インボイスの記載事項としては**認められない**。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

(参考2) 消費税額等の端数処理

ケース1 各納品書をインボイスとする場合

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス	納品書				
○	○株式会社 御中		RO. 7. 5 No.A		
保存義務	品名	税抜金額	1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回		
	かんづめa1※	35			
	かんづめa2※	35			
買手:○ 売手:○	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
	登録番号:T1234... ■株式会社				
	※は軽減税率対象品目				

インボイス	納品書				
○	○株式会社 御中		RO. 7. 20 No.B		
保存義務	品名	税抜金額	1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回		
	かんづめb1※	35			
	かんづめb2※	35			
買手:○ 売手:○	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
	登録番号:T1234... ■株式会社				
	※は軽減税率対象品目				

インボイス	請求書				
×	○株式会社 御中		RO. 7. 31		
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。				
買手:× 売手:×	請求金額 : 250 (税込金額)				
	■株式会社				

ケース2 月次請求書をインボイスとするケース

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

インボイス	納品書				
×	○株式会社 御中		RO. 7. 5 No.A		
保存義務	品名	税抜金額			
	かんづめa1	35			
	かんづめa2	35			
買手:× 売手:×	発泡酒	46			
	合計	116			
	■株式会社				

インボイス	納品書				
×	○株式会社 御中		RO. 7. 20 No.B		
保存義務	品名	税抜金額			
	かんづめa1	35			
	かんづめa2	35			
買手:× 売手:×	発泡酒	46			
	合計	116			
	■株式会社				

インボイス	請求書				
○	○株式会社 御中		RO. 7. 31		
保存義務	(納品日)	(品名)	(税抜金額)	1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回	
	7月5日	かんづめa1※	35		
	⋮	⋮	⋮		
買手:○ 売手:○		税抜金額	税率	消費税額	税込金額
		140	8%	11	151
		92	10%	9	101
		請求金額		252	
	登録番号:T1234... ■株式会社				
	※は軽減税率対象品目				

(注) 各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

(参考2) 消費税額等の端数処理

ケース3 相互の書類を一体としてインボイスとする場合

①納品書毎に端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス	納品書				
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 5 No.A				
保存義務	品名	税抜金額			
	かんづめa1※	35	1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回		
かんづめa2※	35				
買手:○ 売手:○	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
※は軽減税率対象品目 ■株式会社					

インボイス	納品書				
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 20 No.B				
保存義務	品名	税抜金額			
	かんづめb1※	35	1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回		
かんづめb2※	35				
買手:○ 売手:○	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
※は軽減税率対象品目 ■株式会社					

インボイス	請求書				
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 31				
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。				
	請求金額	:	250	(税込金額)	
買手:○ 売手:○	(内訳) 納品書No.A、納品書No.B				
	登録番号: T1234... ■株式会社				

②月次請求書でまとめて端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

インボイス	納品書				
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 5 No.A				
保存義務	品名	税抜金額			
	かんづめa1※	35			
かんづめa2※	35				
買手:○ 売手:○	発泡酒	46			
	合計	116			
	※は軽減税率対象品目 ■株式会社				

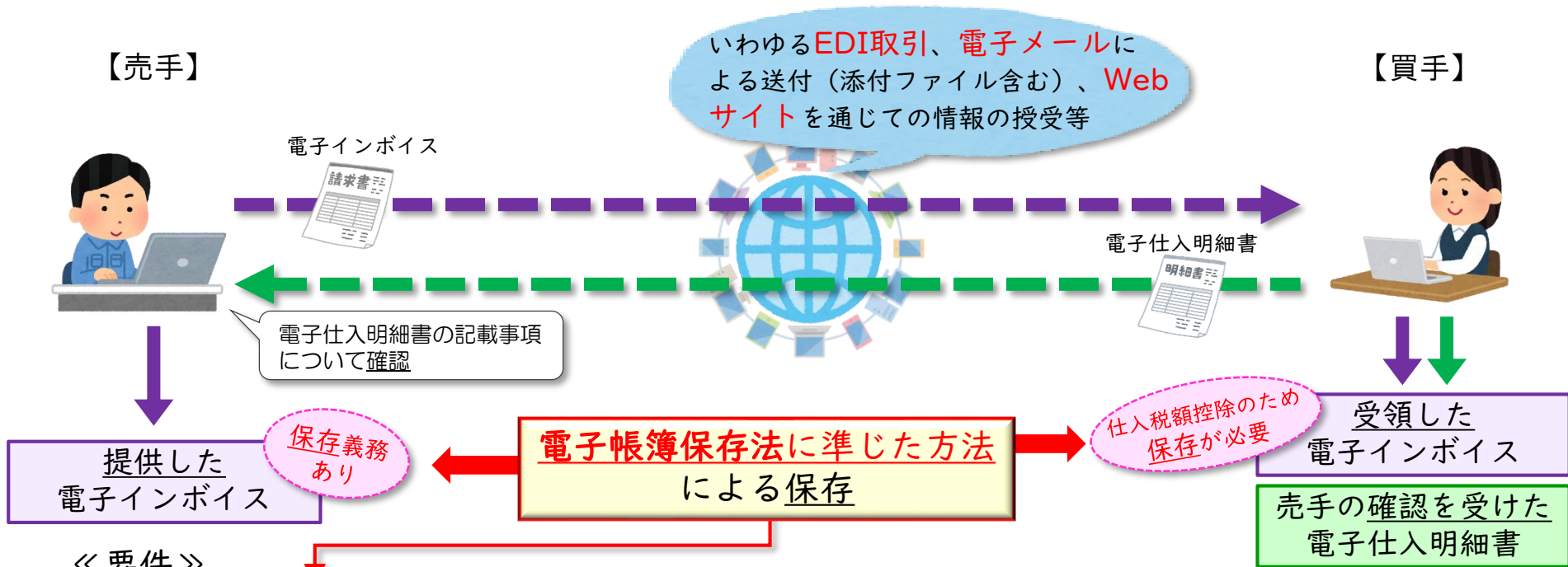
インボイス	納品書				
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 20 No.B				
保存義務	品名	税抜金額			
	かんづめb1※	35			
かんづめb2※	35				
買手:○ 売手:○	発泡酒	46			
	合計	116			
	※は軽減税率対象品目 ■株式会社				

インボイス	請求書				
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 31				
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。				
	請求金額	:	252	(税込金額)	
買手:○ 売手:○	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	
	8%対象合計	140	8%	11	151
	10%対象合計	92	10%	9	101
(内訳) 納品書No.A、納品書No.B					登録番号: T1234... ■株式会社
					1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回

※ 納品書と請求書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする
(注) 各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

(参考3) インボイス等の電磁的記録による提供

- インボイス・返還インボイスといった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- 仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの（電子仕入明細書）を保存することで、仕入税額控除が可能となる。
- 提供した又は受領した電磁的記録については、**電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要**となる。



《要件》

- ① 次のいずれかの措置を行う
 - イ タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う
 - ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す
 - ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する
 - ニ 訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める
- ② システム概要書等の備付け
- ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保
- ④ 検索機能の確保

(注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

消費税のみの取扱い

(参考4) 簡易インボイスの記載事項

インボイスの記載事項

> インボイスに必要な記載事項は、以下のとおりです。

- 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、インボイスに該当します。

【記載事項】

- 下線の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、**簡易インボイス**を交付することができます。

インボイス (適格請求書)

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書 △△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

簡易インボイス (適格簡易請求書)

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等* 又は適用税率

スーパー○○
東京都...
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
(内 消費税額)		¥24
10%対象		¥550
(内 消費税額)		50
* 軽減税率対象		
お預り		¥1,000
お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

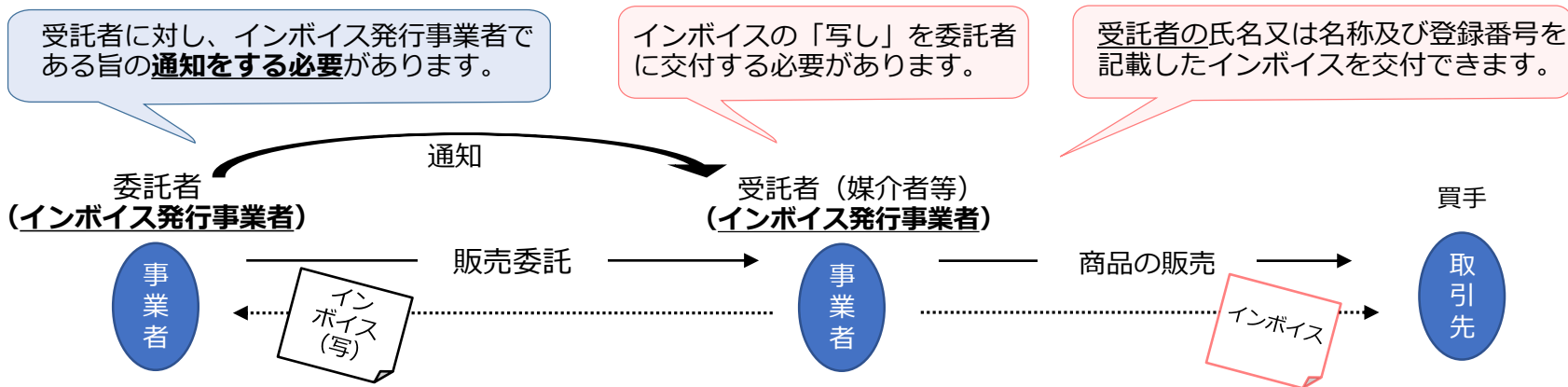
※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一のインボイスにつき、税率ごとに1回ずつとなります。

(参考5) 媒介者交付特例

交付方法の特例：媒介者交付特例（委託販売等における特例）

業務を委託する事業者（委託者）が**媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等**について、委託者及び媒介者等の**双方がインボイス発行事業者である場合**には、一定の要件の下、媒介者等が、**自己の氏名又は名称及び登録番号**を記載したインボイスを委託者に代わって交付することができます。

【例：委託販売】



※ 委託者及び受託者の**双方において**インボイスの写しを保存する必要があります（委託者に対して交付するインボイスの写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えありません。）。

【参考】 売手とは異なる別の者（インボイス発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和4年9月
(令和6年4月
改訂)

申請手続



◆ 令和5年10月1日にインボイス制度が開始されました。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請手続を行う必要があります。現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

※ 制度開始後であっても、インボイス発行事業者の登録を受けることは可能です。

なお、免税事業者の方は登録を希望する日（申請書の提出日から15日以後の日）から登録を受けることができます。

◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。以下も併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

① 国税庁
ホームページへ



② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会
ホームページへ



③ インボイス制度への対応に関連する補助金

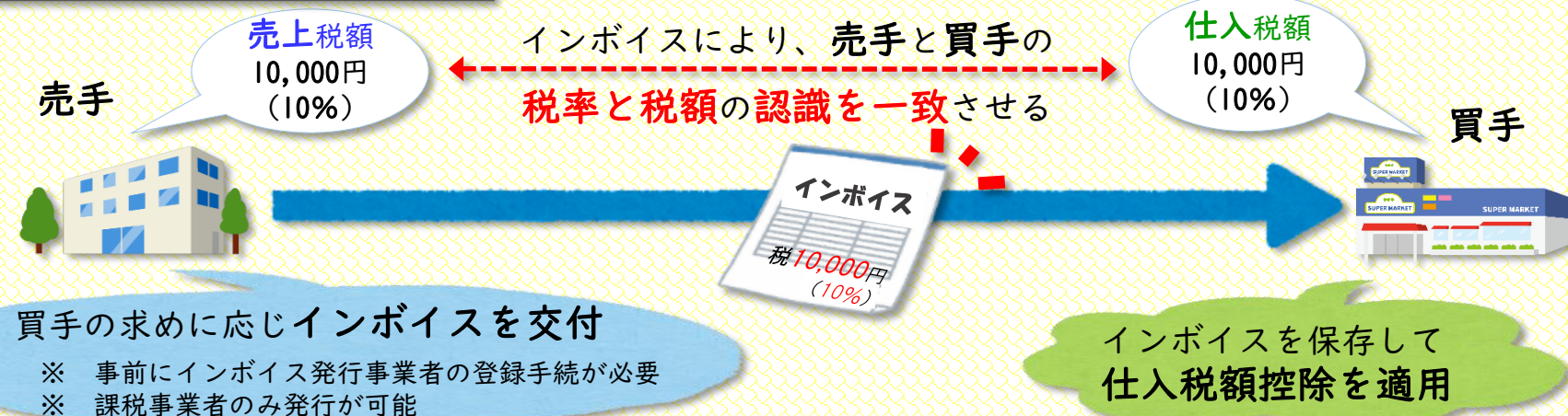
インボイス制度への対応に当たり、補助金等各種支援策があります。適用条件や内容について、詳しくはリーフレットをご参照ください。

③ 各種支援策のご案内
リーフレットへ



インボイス制度の概要

令和5年10月1日～



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（登録編）



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者、簡易課税制度を選択している又は2割特例※1により申告する課税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。※1 納付税額を売上税額の2割とする特例
- 上記以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要※2ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
※2 一定規模以下の事業者においては、課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる(少額特例)ため、インボイスの保存は必要ありません。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

令和5年度税制改正
(2割特例・少額特例)
関係



登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります(2割特例や簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます)。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、登録申請書を行う必要があります。e-Taxによる登録申請書をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に売手としての準備に取りかかりましょう

取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うこととなります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に**買手としての準備**に取りかかりましょう

2割特例や簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 2割特例や簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
- 一定規模以下の事業者は、1万円未満の取引について帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられるため、インボイスの保存が不要です（ただし、経過措置終了後である令和11年10月1日以降の取引は、インボイスが必要となります）。

継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート



(令和6年4月版)

2割特例とは？

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例です。(令和5年10月1日から令和8年9月30日の属する課税期間において適用可能です。)

START

インボイス発行事業者の登録を受けている。

NO

2割特例を適用することはできません

※免税事業者の方は消費税の申告義務はありません。

YES

対象期間

令和5年10月1日を含む課税期間ではない。

YES

基準となる売上げの状況

次の金額がいずれも1,000万円以下

・ 基準期間の課税売上高

⇒個人事業者:2年前 法人:原則、2事業年度前

・ 特定期間の課税売上高※

⇒個人事業者:前年の1月から6月

法人:原則、前事業年度開始の日から6月の期間

※ 課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

YES

そのほかの要件

- ・ 「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により課税期間を短縮していない。
- ・ 高額な資産を仕入れたことにより課税事業者となっていない。
- ・ そのほか、個人事業者であれば相続、法人であれば合併・分割の特例により課税事業者となる場合など2割特例を適用できない場合※に該当しない。

※ 具体的にはインボイスQA問115《2割特例の適用ができない課税期間①》をご参照ください。

NO

NO

2割特例を適用することはできません

- ・ 一般課税(インボイスの保存が必要)
 - ・ 簡易課税(仕入れに係る消費税について実額計算不要)※
- のいずれかの方法により、申告を行います。

※ 原則、課税期間の開始前に「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

NO

YES

2割特例を適用可能

事前に届出等の必要なく、申告書の所定欄に「○」をつけるだけ。仕入れに係る消費税額について実額計算不要。